

令和2年自殺統計（確定値）について

〇本市における令和2年自殺統計（確定値）について

厚生労働省が令和3年3月16日に公表した「地域における自殺の基礎資料」によると、本市における令和2年の自殺統計（確定値）は次のとおり。

(1) 自殺者数・自殺死亡率

- ・自殺者数 197人（男性123人、女性74人）
- ・自殺死亡率 18.5

(2) 年代別自殺者数

年代	19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳以上	合計
自殺者数	6人	37人	30人	32人	33人	22人	20人	17人	197人
構成割合	3.0%	18.8%	15.2%	16.2%	16.8%	11.2%	10.2%	8.6%	100%

(3) 職業別自殺者数

	勤労者	学生・生徒等	無職者	不詳	合計
自殺者数	86人	16人	95人	0人	197人
構成割合	43.7%	8.1%	48.2%	0%	100%

(4) 自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人数と割合

- ・自殺者のうち自殺未遂歴のある人数 54人
- ・自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある割合 27.4%

※参考：地域における自殺の基礎資料 確定値（厚生労働省）について

- ・公表内容・時期 統計項目について、全国・都道府県別・市区町村別に、年ごとに、再集計し、翌年3月下旬頃に公表される。
- ・項目 自殺者数、自殺死亡率、性別、年代、職業、原因・動機など
統計項目は上記に限られており、たとえば「職業」項目のうち、「学生・生徒等」の自殺者数は公表されるが、「学生・生徒等」の詳細分類（未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等）別の自殺者数は公表されない。
- ・クロス集計により作成した資料公表の手順
 - ① 厚生労働省において地域における自殺の基礎資料確定値の公表（3月下旬）
 - ② 厚生労働省に対しクロス集計が必要な項目の特別集計を依頼
 - ③ 厚生労働省での集計作業を行ったのち（②から概ね1～2か月程度）、本市にデータ提供
 - ④ 本市においてグラフや表などの公表資料を作成
 - ⑤ 公表資料を厚生労働省に提示し、定められた公表基準（*）を満たすか否か審査を経たうえで、各種協議会への公表が認められる

*公表基準 年代別、職業別、原因・動機別などの項目をクロス集計した際に、その項目の総数が1又は2となるなどの場合は、個々の自殺者の識別を防ぐことなどを目的に、秘匿することとされている。